

# 戸籍謄本を取得していただく際のお願い

## 【相続人様 各位】

被相続人様（亡くなられた方）、各相続人様の戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村へ行かれる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続に必要なため、被相続人の生まれて以降、死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。

## 【市区町村の担当者の方へ】

預金の相続手続きを行うにあたり、次の書類を銀行にご提出して下さるようお願いしています。不明な点がございましたら下記までお問合わせください。

### ●被相続人

- 被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）の全部事項証明書が必要です。
  - 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- (注) 戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

### ●相続人

- 相続人であることが確認できる、すべての戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書が必要です。被相続人の戸籍謄本から相続人が除籍されている場合は、相続人の現在の戸籍謄本（抄本）が必要です。（3か月以内のもの）
- 相続人が兄弟姉妹となる場合には、被相続人の両親（第二順位の相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。

### ●委任状

- 上記戸籍（除籍）謄本を請求する際、相続人等の委任状を必要とする場合は、その旨請求者にご説明ください。

また、転籍している場合は、その転籍先を請求者様にご説明願います。

改製年代	必要戸籍	状況により必要となる戸籍
現在	現在の戸籍（全部事項証明書）	本籍を変更された場合： 転籍前の戸籍  ご結婚された場合： 入籍前の戸籍  分籍された場合： 分籍前の戸籍
↑ (平成6年改製)・・・	平成6年法務省令第51号により戸籍が新しくなり電子化されています。改製されていない市区町村もあります。	
↑	改製前の戸籍(昭和23年式)	
↑ (昭和32年改製)・・・	昭和32年6月1日法務省令第27号により全て戸籍が新しくなっています。	家督相続、分家している場合： 家督相続、分家前の戸籍
↑ (大正4年改製)	改製前の戸籍(大正4年、明治31年、明治19年)	
↑ (明治31年改製)		
↑ (明治19年改製)		
↑		

## 《お問い合わせ先》

株式会社 群馬銀行

事務統括部 相続事務係

フリーダイヤル 0120-152600

(土日祝日、12/31～1/3を除く9:00～17:00)